

平成26年4月、学科所属予定者 各位

学科所属実施要項の一部改正について（お知らせ）

このたび、以下の2点が改正になりましたのでお知らせします。

なお、以下の2点は「**類外**」学科所属に関する改正です。（**7類以外の学生が生命科学科を志望する場合と、1類の学生が社会工学科を志望する場合**に関係します。）

・学科所属実施要項 第3条（3）別表2 関係

「所属類から転出することができる人数は、当該所属類の有資格者の5%以内とし、所属類以外から転入することができる人数は、当該学科等が定める別表2の受入数以内とするものとする。」について

→ 別表2のうち、生命科学科を現行の「3人」から「**4人**」に変更します。これにより、生命科学科、生命工学科とも、類外から転入することができる人数が4人となります。

・学科所属実施要項 第3条（4） 関係

「ハ 上記以外の学科等を志望する場合は、希望する学科等と対応する類の有資格者の上位1/2以内の成績順位となる者のうち、最も低い成績順位の者の共通得点以上であること。」について

→ 「ハ」を「ニ」に変更し、新たに次のとおり「ハ」を加えます。

「ハ 社会工学科を志望する場合は、第2類から第7類までにおけるそれぞれの有資格者の上位1/2以内の成績順位となる者のうち、それぞれの最も低い成績順位の者の共通得点を**平均した得点以上**であること。」

以 上

平成26年3月

教務課学部グループ